

【新潟県】 法の適用日：2月20日 猶予期日：4月末日

南魚沼市（みなみうおぬまし）

【青森県】 法の適用日：2月25日 猶予期日：4月末日

青森市（あおもりし）

弘前市（ひろさきし）

黒石市（くろいしし）

五所川原市（ごしょがわらし）

つがる市（つがるし）

平川市（ひらかわし）

西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち）

中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら）

北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち）

北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）